

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美馬市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

美馬市長

公表日

令和6年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>「生活保護法」に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。</p> <p>①生活保護申請時の受給資格確認(資産要件・他法活用要件等) ②生活保護申請時の最低生活費の決定 ③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会 ④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用 ⑤医療扶助のオンライン資格確認に関する事務(委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が行う事務を含む)</p>
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 中間サーバー(自治体・医療保険者等向け) 3. 団体内統合宛名システム 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. レセプト管理システム 6. 統合専用端末
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(「番号法」という)第9条第1項 別表第一 項番15、101 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第15条、第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 實施する 2) 實施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、119、120 【別表第二における情報照会の根拠】項番26、121 上記、「番号法別表第二」における情報提供および情報公開の根拠とした各項における主務省令で定める事務および情報について、それぞれを定める条項。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美馬市保健福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美馬市企画総務部総務課 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美馬市保健福祉部生活福祉課 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-5604

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に伴う説明
令和1年6月19日	IVリスク対策	なし	各項目ごとに入力	事後	評価書様式変更に伴うもの
令和3年9月1日	I 4②法令上の根拠	①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120 【別表第二における情報照会の根拠】項番26 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 【情報照会の根拠】第19条	①番号法第19条第6号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120 【別表第二における情報照会の根拠】項番26 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 【情報照会の根拠】第19条	事後	番号法改正による号すれに伴うもの
令和5年2月22日	I 1②事務の概要	「生活保護法」に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務を利用してい。 ①生活保護申請時の受給資格確認（資産要件・他法活用要件等） ②生活保護申請時の最低生活費の決定 ③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保険料付情報の照会 ④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用	「生活保護法」に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行っている。 ①生活保護申請時の受給資格確認（資産要件・他法活用要件等） ②生活保護申請時の最低生活費の決定 ③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保険料付情報の照会 ④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用 ⑤医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する事務	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和5年2月22日	I 1③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合名システム 4. 住民基本台帳ネットワークシステム	1. 生活保護システム 2. 中間サーバー（自治体・医療保険者等向け） 3. 団体内統合名システム 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. レセプト処理システム 6. 統合専用端末	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和5年2月22日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番15	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「番号法」という）第9条第1項 別表第一 項番15、101 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日命令第5号）第15条、第74条	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和5年2月22日	I 4②システムの名称	①番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120 【別表第二における情報照会の根拠】項番26 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 【情報照会の根拠】第19条	番号法第19条第8号 别表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、119、120 【別表第二における情報照会の根拠】項番26、121 上記、「番号法別表第二」における情報提供および情報公開の根拠とした各項目における主務省令で定める事務および情報について、それぞれを定める条項。	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和5年3月17日	II 1対象人数、2取扱者数	1. 対象人数 1,000人未満(任意実施) いつの時点の計数か 令和2年9月1日時点 2. 取扱者数 500人未満 いつの時点の計数か 令和2年9月1日時点	1. 対象人数 1,000人未満(任意実施) いつの時点の計数か 令和5年2月28日時点 2. 取扱者数 500人未満 いつの時点の計数か 令和5年2月28日時点	事前	対象人数及び取扱者数の再集計による見直し
令和6年2月29日	I 1②事務の概要	⑤医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する事務	⑤医療扶助のオンライン資格確認に関する事務（委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が行う事務を含む）	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正